

《研究論文》

アメリカ合衆国における教育改革の 新しい展開に関する一考察

— システミック・リフォーム・コンセプトとケンタッキー
教育改革法 (KERA) に着目して —

高知大学 柳 林 信 彦

ABUSTRCT

Some Considerations on The New Development
of Educational Reform Strategy in United States
— Focusing on The Systemic Reform Concept
and The Kentucky Education Reform Act 1990 —

Nobuhiko YANAGIBAYASHI

Kochi University

The purpose of this paper is to elucidate the following three things : (1) To Find the requirement of a newer reform concept by considering The Second Wave's result, (2) Deeming that the systemic reform concept is the newer reform concept and characterizing it, (3) To clarify features of Kentucky Education Reform Act 1990 as pioneering case of adopting the systemic reform concept.

According to the study of SBM, assignment of authority is not enough to make school improvement. It is needed that the system to estimating school achievement and the system to support schools. A state-wide and comprehensive educational reform in the United States called the systemic reform has drawn a great deal of attention recently. The systemic reform is being carried out in many states. This systemic reform is aimed at school improvement by raising the achievement level of students. The characteristic of the systematic reform strategy consists of the simultaneous and relational implementation of various reform policies.

Systemic reform concept has an idea that all reforms must be in relationship. By putting the curriculum framework on the center of reforms, such systems as accountability, professional development and supporting schools are connected each other.

Kentucky Education Reform Act of 1990 (KERA) is leading legislation known as a case of the systemic reform, has a goal that all children achieve at high levels. To carry out this goal KERA defines six School Performance Standards. Six School Performance Standards are bound up with accountability system, professional development system, school supporting system.

I 問題の所在と研究の目的

現在、分権改革の下、学校の裁量権を拡大し自律的な活動を認め、一方で、学校評価等を中心としたアカウンタビリティ制度を整備し学校の成果を検証することで、学校の自己改善や個性的で柔軟性に富む教育サービスの提供を促すとともに質の保証を図ろうとする教育改革が進んでいる。このような、アウトプット・コントロール型の学校改善方略は、アメリカのSchool-Based Management（以下、SBM）政策とアカウンタビリティ政策、イギリスのLocal Management of Schoolとナショナルテストなど世界的な潮流と化し、日本においても、中教審答申「今後の地方教育行政の在り方」（1998年）以降、自律的学校経営を中心とした改革が政策化されると共に学校評価の導入が始まっている。しかし、1990年代の末から、こうした教育改革のコンセプトは新たな展開を見せている。

例えば、アメリカでは、1986年から所謂改革の「第2の波」が展開し自律的学校経営（SBM）を中心とした分権改革が進められてきた。しかし1990年代に入り、全ての子どもたちの学力向上と人種・貧困に起因する学力格差の解消が課題となる中で、SBM施策に対して、学力向上が一部の成功した学校だけで起こり、そうした学校の成功が他の大多数の学校に広まらないという課題が指摘されはじめ、改革の見直しが進められている。具体的な例を挙げれば、イリノイ州シカゴにおけるSBM施策下で成果の上がらない学校に介入する権限を学区教育委員会に与えるという政策転換等である。現在のアメリカは、新しい改革コンセプトの模索と先進的な州における新たな改革の実施が開始されているという状況にあるといえるだろう。そうした中で、新たな改革のコンセプトとして注目を集めているものが、システムック・リフォーム・コンセプト（Systemic Reform Concept＝包括的な教育改革）である。このようにアメリカの教育改革は新たな展開を見せており、その改革戦略のあり方や改革の効果的な実施の方途の解明はこれからの大きな課題となっているが、こうした課題を具体的な改革政策に照らして、あるいはシステムック・リフォーム・コンセプトに注目して分析した研究はこれまでのところほとんどされていない⁽¹⁾。

以上の課題意識に基づいて、これまで、ケンタッキー州の教育改革法（Kentucky Education Reform Act 1990、以下KERA）をシステムック・リフォーム・コンセプトを採用した教育改革の最も包括的で先駆的事例として取り上げ、改革案形成の展開やアメリカにおける教育改革の展開と関係づけて成立の背景を分析してきた⁽²⁾。しかし、システムック・リフォーム・コンセプトの特徴に注目しながらKERAを分析することや、それらを通して新しい改革コンセプトの特徴を解明することは、これからの課題となっている。そこで本稿では、①改革の第2の波の意義と課題を考察することで、次の改革コンセプトに求められる条件を明らかにし（Ⅱ）、②そうした条件を満たした分権改革の新しいコンセプトをシステムック・リフォーム・コンセプトと位置づけ、その特徴を明らかにする（Ⅲ）とともに、③新しい展開の先駆的な事例ととらえられるケンタッキー州教育改革法（Kentucky Education Reform Act 1990、以下KERA）を分析し、システムック・リフォーム・コンセプトを採用した改革の有り様を解明する（Ⅳ）。

ケンタッキー州の教育改革に注目する理由は、KERAが全州規模の最も包括的な改革であり、現在進められている新しい教育改革潮流における先駆的事例としてとらえられることによる。1990年代にはいと、各州は、アカデミックなスタンダード、学校のアカウンタビリティ、標準

化されたテスト、リソース配分の公平性の確保、学校ガバナンスの改革、教師の研修と教師の資格認定についての改革に取り組み始めているが、各州がこうした点に焦点を合わせていくのは、現在の改革の課題にいち早く気がつき取り組みを始めた先駆的改革の事例に影響を受けてのことである。ケンタッキー州の改革は、こうした1990年代後半から本格化する改革コンセプトの模索に影響を与える先駆的な事例の一つと位置づけることが可能である。例えば、KERAの成立に関わったPankratzとPetroskoは、つぎのように述べている「オデイとスミスは新しい政策手段に関する4つの新しいフォーカスを識別している。それは、新しいカリキュラム・スタンダード、オーセンティック・アセスメントという新しい評価、意欲的なカリキュラム、そしてスタンダードを支援する教員研修の改革である。KERAは、4つの領域のすべてを扱っている（中略）他の州や全国レベルの改革の取り組みが、ケンタッキー州の教育改革モデルの枠組みに影響を与えたことは確かであるが、それらはひとつとして、ケンタッキー州ほど、すべての学校とすべての生徒の経験を変えるような大規模な改革ではなかった」⁽³⁾。またPankratzらの指摘する改革施策以外にも、KERAは、学校アカウントビリティ、学区間・学校間財政の公平、学校ガバナンス、教員の資格認定と研修などの広範囲な改革を同時に、相互に関連させながら行っている。つまり、「ケンタッキー州ほど、数多くの改革施策をまとめ上げ、改革に投入した州はほとんど無かった。その点において、どの州もケンタッキー州と同じレベルにまでは行かなかった」⁽⁴⁾のであり、KERAは最も包括的なシステムック・リフォームであり、システムック・リフォームが、どのような改革施策として具体化されるのか、その改革戦略はどのようなものになるのかを考察するための有用な分析対象といえることができるだろう。

II 新しい改革コンセプトに求められるもの

1 1980年代以降のアメリカにおける教育改革の展開

アメリカにおける教育改革の展開を説明する際には「波(wave)」という言葉が使われることが多い。改革を2つの時期に分け、1980年代初頭に始まった州集権的でトップダウンの改革が「改革の第1の波(The first wave)」、1986年から始まる分権的改革が「改革の第2の波(The second wave)」と呼ばれている。1990年代後半からは新たな改革戦略の模索がなされており、「第3の波」と呼ばれ始めている。

第2の波においては、分権的改革＝ボトムアップの改革が採用された。学校改善の方途を自律的な学校の創出に求め、そのための条件整備として学校に予算、人事、カリキュラムに関する大幅な裁量権限を委譲すると共に、委譲された権限に関する共同決定機構を設置するという学校分権改革＝SBM施策が改革のメインストリームとなっていく。では改革の第2の波は成果を上げたのであろうか。改革の第2の波の意義については、SBM施策は学校への権限委譲を行うことで自律的な学校を生み出し、教師を中心とした関係者の当事者意識の向上を促し専門職意識を高め、モラルとコミットメントを確保し、学校の自己改革を生み出すことに成功したことが、SBM施策の研究において明らかにされている⁽⁵⁾。しかし同時に、つぎのような批判もなされている。「改革に対する『School by School』アプローチは、一部の学校の教育の改善に成功したが、100,000のアメリカの全ての学校を改善に導くという課題に対しては、その達成は非常に困難なものとなっている。（中略）一部の学校の変革は、他の学校に広がるのが減多になかった」⁽⁶⁾。SBM政

策の評価研究から見えてくるものは、うまく学校改善を引き起こし生徒の学力向上に成功した学校は、必要とされる様々なリソースを有していたり、その獲得に成功した少数の学校であり、それ以外の多くの学校はSBM施策導入以前と何ら変わりのない活動を漫然と続けたり、委譲された権限を巡って混乱し学校改善に失敗するという問題状況にあるということである⁽⁷⁾。

2 改革の第2の波の意義と課題

以上の様に、州集権的改革に取って代わった素朴な学校分権的改革は、一部の学校の成功を導き出したが、これらは、多くの他の学校に広まることはなかった。SBM施策に関する評価研究などから見て取れる事柄は、SBM政策下の多くの学校で授業改善を引き起こし学校改善を実現させるためには、SBM施策による学校への裁量権限の委譲だけではなく、組織的な力量を有していたり、あるいはそうした能力を備えることができるような環境が整っている必要がある。

つまりこれらの問題は、「ボトムアップ」という改革コンセプトは、改革の誘発剤となるけれどもそれだけでは改革の実施と維持には不十分であり、改善プロセスにおいて外部からの様々な支援を必要とし続けるということを示している⁽⁸⁾。多くの学校を成功に導くためには、首尾一貫した改革理念やコンセプトの提供と共有、学校の組織的力量形成への支援、学校改善の道しるべとなるような方針やガイドライン、あるいは情報の提供など学校内部で準備することが不可能な支援の提供を含んで改革が構想される必要があった。

Ⅲ システミック・リフォームという改革コンセプト

1 分権的改革の課題の克服への新たな展開

では、どのような改革コンセプトが求められるのか。SBM施策の評価研究の考察から得られる知見や新たな政策動向からは、次のような事柄が示唆される。改革の効果的な進展に必要なことは、改革のためのトップダウンのアプローチでも、ボトムアップのアプローチのいずれでもなく、ボトムアップの改革の中で生まれる学校改善に意欲的に参加する教師や学校リーダー、そして親のエネルギーとモメンタムを維持しつつ、改革を自律的に進めていけるだけの学校の組織的力量の向上のための支援や、個々の学校の成功を多くの学校に広めるための様々な構造の構築、あるいは、失敗している学校に対する支援の提供等のトップダウンの改革に見られる要素を組み込んだ全州的な首尾一貫した改革の構築である⁽⁹⁾。

すなわち、トップダウンのアプローチとボトムアップのアプローチとを組み合わせた全州的な改革戦略であり、SBM施策や、教員研修の改革といった個々の改革施策を個々別々に行う改革実施 (piecemealな改革実施) から、複数の改革施策を同時に相互に関連づけて行う包括的な改革実施 (systemicな改革実施) へのアプローチの変更である⁽¹⁰⁾。そこで注目を集めているものが、システミック・リフォームと呼ばれる全州的で包括的な教育改革コンセプトである。それはまた、全ての生徒の高いレベルでの学力向上という今日的な目標の達成をにらんで、全州的なカリキュラム・フレームワークを形成する等のカリキュラム改革を行い、そうしたカリキュラム改革を中心として、様々な改革施策を相互に関連づけて行おうとすることから、カリキュラムに基盤をおいた改革 (Curriculum Based Reform) とも呼ばれている改革コンセプトである。

たとえば、堀は、『『アメリカ教育法』を中心として推進されている現在の教育改革の特徴は何か。それは、一言で表すならばシステミック・リフォームと呼ばれる教育改革への新しい戦略を採っていることである。』⁽¹¹⁾と述べている。では、それはどんな特徴を持った改革コンセプトなのか。次に、それを確認していこう。

2 システミック・リフォーム・コンセプトの基本的な特徴¹²⁾

(1) 一貫した改革理念の提示との共有

① 改革理念の提示と共有

改革施策は、1つ1つの教育問題に個々別々に対処するために計画・実施されるものではなく、より根本的な問題を扱うことで問題全体の解決が可能なように計画・実施される必要がある。また、教育改革に首尾一貫した方向と戦略を提供するためには、特に、学校の教育活動についての共有されたビジョンが求められる。共通のビジョンは、教育改革に有意義な学校環境を作り出し維持するための指針となり、共通の方向性を提供する。

② 全州的な学習指導の首尾一貫したシステム（カリキュラム・フレームワーク）

カリキュラム・フレームワークは教育改革や学校の教育活動のビジョンを具体化したものであり、教育改革の目標それ自体を示すとともに、学校の到達度の測定の中心となる。教科書と教材、学習指導と生徒の評価はフレームワークと一貫性のある内容になり、教員養成や資格認定教員の職能開発プログラムにおいてもフレームワークは中核的な役割を果たす。

③ 組織改革とそのための明確な目標の提示

改革目的や改革コンセプトの実施のための効果的な、教育行政機関、学校の組織改革が構想される必要がある。組織改革は、改革実施のための組織の新規設置、既存の組織の廃止、役割の転換、より効果的な組織への改変、それぞれの組織の権限と責任に関する改革などからなる。

(2) 包括的な改革施策と改革相互の関連づけ

① アカウンタビリティ施策

カリキュラム・フレームワークに示された生徒が達成すべき内容についての学校の達成度を基準として、学校の成果の程度をモニターし、優れた学習指導を喚起し支援するための質の高い評価システムを作り運用する。学校評価の尺度となる生徒の成績達成の程度を測るテストは、カリキュラム・フレームワークに基づいて開発される州統一テストとして構想される必要がある。

② 教員制度改革

改革施策の内容と実施の方略、そして改革実施のための力量を形成するための研修が組織される。また、カリキュラム・フレームワークの内容は教師が教員の資格を得る前に知っておくべき事柄として扱われ、フレームワークの内容の理解やそれを教える技術の習得が教員養成あるいは教員資格の制度改革へと反映される。

③ 学校への支援提供

学校へは改革の遂行のための力量の形成に資するような支援が行われる。改革内容の解説、必要なりソースの提供、実施上の諸問題への支援、改革遂行に必要な職能開発などである。また、アカウンタビリティ・システムを通じて改善に失敗している学校に対しては、支援が実施される。

(3) ボトムアップの改革とトップダウンの改革の併存

カリキュラム・フレームワークやアカウンタビリティ・システムの構築は集権化施策であり、学校や教員の専門家としての自由裁量の間には緊張をもたらす。しかし、カリキュラム・フレームワークによる改革理念の提示とそれと深く関連づけられたアカウンタビリティ・システムが提供されることによって首尾一貫した改革戦略が機能し、州・学区・学校という教育制度の断片化を克服することができるという条件の下では、教師の権限の強化と専門職主義、SBMと親の選択が

効果的に稼働することができる。そこで、集権的な調整を通して首尾一貫性を増やすことと、学校においてプロフェッショナルな自由裁量を増やすこととの間の相互補完的な関係が提案される。

3 システミック・リフォームコンセプトの特徴

以上、システミック・リフォームの中心的特徴を見てきた。端的にまとめれば、①教育実践とそのために必要な組織変革に関する明確な目標の提示、②目標達成に必要な専門的知識・技能の提供、③分権的改革と集権的改革の併存、④生徒の学力向上とその他の改善に関する明確な評価システムとそのため有効な基準、⑤改革の一貫性と持続性⁽¹³⁾というところになる。

IV ケンタッキー州の教育改革とシステミック・リフォーム・コンセプト

では、こうしたシステミック・リフォーム・コンセプトを採用した教育改革施策はどのようなものとして具体化されるのか。その特徴はどのようなものなのか。ここでは、そうした点について全州規模の包括的な教育改革として構想されたKERAを対象としてとりあげ、KERAの法制に関する資料を用いて考察していく。ただし、KERAは非常に包括的な改革施策であるのでその中に含まれている改革施策のすべてを扱うことはできない。そこで、いくつかの中心的改革施策を取り上げ、システミック・リフォーム改革としての特徴を確認していきたい。

1 一貫した改革理念の提示とその共有

(1) 改革理念の提示と共有

KERAの改革理念は、法の条文に記されるという形態がとられた。KRS § 158.6451では、「議会は、公教育が共有された責任を伴うことを認識する。(中略)すべての生徒が、つぎに示するような能力を獲得することを可能にし、それを支援するべきである公教育制度を作ることが議会の意志である」⁽¹⁴⁾として、7つの能力を上げている。7つの能力で示された理念は、さらに学校に求められる6つのパフォーマンス目標によって具体化される。6つのパフォーマンス目標は、KRS § 158.6451で次のように規定されている。(a)すべての子どもの高レベルの達成、(b)6項目からなる生徒の能力の開発(1 基本的なコミュニケーションと数学の技能の使用、2 数学、理科、芸術、人文科学、社会科、家庭科に関する学習、3 自律した個人としての自己の確立、4 家族、職場、地域社会における責任ある構成員になること、5 学校や生活の中で遭遇する様々な状況の中で、問題について考え、その解決法を見つけること、6 既習の知識・経験と新しい知識を統合すること、さまざまな媒体を通して新しい情報を獲得するために過去の経験を活用すること)、(c)出席率の向上、(d)中退率と落第率の低下、(e)学習に対する物理的・心理的な障害を取り除くこと、(f)職業、中等教育、軍隊への移行の円滑化。

(2) 全州的な学習指導の首尾一貫したシステム -カリキュラム・フレームワーク-

これらの6つの目標を基盤として、より具体的なカリキュラム内容を示すものとして、75項目からなるバリュード・アウトカム (valued outcome)⁽¹⁵⁾を中心としてカリキュラム・フレームワークが形成されている。学区と学校は、このカリキュラム・フレームワークに準拠したカリキュラムを開発することが求められている。その意図は、学区や学校がカリキュラム・フレームワークと、そこに定められている目標や理念を共有し、それらと結びついたカリキュラムを使用するこ

とにある。

州教育省は、そのための支援策として、学習指導と評価の戦略、教材リソース、コミュニティ・リソースの活用に関するアイデア、授業モデル、時間割案などからなるフレームワーク・モデルを策定している。ただし学区は、フレームワーク・モデルのどの部分を使うのかを要求されない。また州は、教師に対する現職研修や、親、地域社会のリーダーに対するミーティングなどで、カリキュラム・フレームワークを共有するために、全州的な取り組みをおこなっている。

(3) 組織改革とそのための明確な目標の提示

KERAでは、新しい改革実施を遂行するために、様々な組織改革を行っている。まず、州教育長が公選制から知事によって任命される教育コミッショナー制へ移行したことがあげられる。また、州教育省も大きく組織改編された。新しい州教育省の使命は「ビジョンがあるリーダーシップと効果的な支援を通して、子どもたちにより良い教育を保証する」⁽⁶⁾ことにおかれ、学校がKERAに示された諸改革施策を成功裏に実施し、KERAの理念に対する責任を果たすために必要な支援を提供することにある。さらに、改革に関する専門的な援助を各学校に提供することを目的とした8つの地域教育支援センターが設置された。その役割は、KERAが実施を求める改革を、各学校が効果的に導入できるように支援することと、学校改善に失敗している学校、特に「危機にある学校」を主たる対象として支援を提供するコンサルタントの派遣などである。

2 包括的な改革施策と改革相互の関連づけ

(1) アカウンタビリティ施策

KERAにおいては、各学校は、生徒の学力向上を成し遂げた程度などにに基づき、その成果の程度を厳しく評価される。そのために設けられたものが、ケンタッキー学習結果情報システム（Kentucky Instructional Results Information System, 以下、KIRIS⁽⁷⁾）である。KIRISでは、大きく分けて2つの側面から学校の達成度を測定している。一つは「アカデミック・スタンダード」であり、もう一つは「非アカデミック・スタンダード」である。

アカデミック・スタンダードは、州統一テストで測定されるが、そのテスト内容はカリキュラム・フレームワークと関連づけられている。州統一テストは6つのパフォーマンス・ゴールと75のバリエード・アウトカムの内容を生徒が身につけているかどうかを問うテストとなっており、アカウンタビリティ施策は、カリキュラムの改革と非常に強く関連づけられていることが見てとれる。カリキュラム・フレームワークとの関連づけは、非アカデミック・スタンダードに関しても同様であり、非アカデミックなスタンダードは、出席率、退学率、学習の障害の除去、進学率、留年率をもとに算定される。これらの項目はKRS § 158.6451に記された学校の目標の内の(c)から(f)の内容と同じものである。このように、非アカデミックなスタンダードも、新しいカリキュラム・フレームワークに依拠した評価項目から構成されている。

次に学校はこの2つの指標を元に学校の全体的なパフォーマンスの指標であるアカウンタビリティ・インデックスを受けとる⁽⁸⁾。このアカウンタビリティ・インデックスに従い、学校は「改善達成校」「現状維持校」「改善未達成校」「危機にある学校」の4つのいずれかに位置づけられ、

財政的報酬を得たり、あるいは州や地域学校支援センターから派遣される優秀教員(後述)に支援・監督されることになっている。

(2) 教員制度改革

KERAでは、教員研修を教員の一人一人が改革について具体的に学べるような内容を含んだものとして再構築した。例えば、教員研修に関わる法規定(KRS § 156.095)の中では、学区が現職教員研修を行うに当たって、以下の7つの領域に焦点を合わせるよう奨励している。① 1990年ケンタッキー州教育改革法(KERA)、② SBDM、③ パフォーマンスベースの生徒評価、④ 無学年制初等プログラム(小学校3年生までが無学年となった)、⑤ リサーチ・ベースの教育実践の推進、⑥ 新しい教授技術や指導法の開発、⑦ 多様な文化的背景を持っている生徒達が興味を持って学習することができる効果的な授業の開発。このように、KERAそのもの、あるいはKERAに盛り込まれた改革事項が、学区の職能開発プロセスの一部として位置づけられており、教員制度改革もまた、他の改革施策と強く結び付けられたものとなっている。

(3) 学校への支援提供

また、学校への支援も改革の他の項目と結びつけられている。その代表的なものとして、前述した地域教育支援センターに加え、DEプログラムがあげられる。DEプログラムとは、経験豊かな教育者を学校に派遣し、各学校のニーズに合わせた支援を提供しようとするものである。DEの特徴的で中心的な役割は、学校評価の結果「危機にある学校」と認定された学校に対する支援の提供であり、DEはアカウントビリティ・システムと強固に結びついているといえよう。また、DEはKIRISの結果に基づいて学校が抱える弱点をつかみ、改善目標や改善の計画を進める手助けをしたり、SBDMのミーティングに出席して専門的な助言を提供するなど、改革推進に必要な支援の提供も行っている。

3 ボトムアップの改革とトップダウンの改革の併存

KERAでは、カリキュラム・フレームワークの形成と提示や州統一テストを含んだアカウントビリティ施策の実施などトップダウン、あるいは、州集権的な改革施策が行われている。しかし、それと同時に、ボトムアップの教育改革で中心的な手法であったSBM(法規上の名称はSchool-Based Decision Making)施策も実施されている。各学校には校長、教員代表者3人、親代表者2人で構成される学校評議会が設置され、カリキュラムの決定、プログラムやクラスへの生徒の配置、教科書と教材の選定、生徒への支援サービスの提供、学校のスケジュールの決定、校舎や校庭の使用、教授実践に関する計画の策定と実施、生徒指導と学級運営、課外プログラムの実施、校長と教員の選出、予算の編成に関する権限が委譲されている。⁽⁹⁾

4 KERAにおけるシステムック・リフォーム・コンセプト

以上、分権的教育改革の新しい展開の特徴を、システムック・リフォーム・コンセプトの中心的な要素と先駆的な事例と捉えられるKERAに注目して考察してきた。システムック・リフォーム・コンセプトに着目しつつKERAの改革の有り様を図で示すと次のようになるだろう。

KERAにおいては6つの目標が学校の新しいカリキュラムの基礎となり、それを生徒が身につけているのかを測るための州統一テストが作られ、生徒評価の結果を中心に学校のアカウントビリティ・システムが構築されている。そして学校が6つの目標をより効果的に達成するために、

学校が子どもたちの状況にあったカリキュラムや予算の編成ができるようにするために、それに併せた様々な支援の提供のための仕組みが構築されている。このように改革の各要素は、6つの目標を介して、あるいはそれら自身が相互に結びつき全体として大きな系を形成している。KERAの形成に深く関与したフォスターは「新しい公教育システムの個々の要素を、それぞれが他の全ての要素と適合しあい、強化しあうような形で形成することを(理念形成の)次の仕事としたのである」^[20]と述べている。

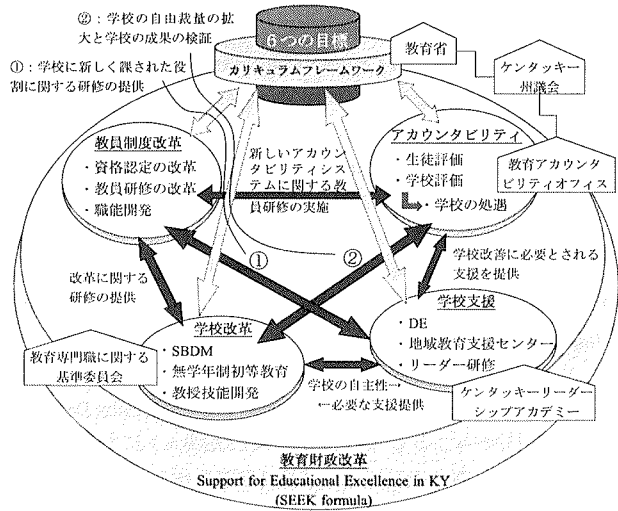


図 1 KERAにおける改革施策の相互の関係

以上、考察してきたように、システムック・リフォームと呼ばれる改革コンセプトは、学校教育を成り立たせている各制度は相互に結びつき全体として大きな系を形成しているのであるとの前提のもとに、そうした制度間の相互の関連性に注目して全体を包括的に改革しようとするコンセプトであるといえることができるだろう。

改革の第2の波のSBMを中心とした分権的教育改革の持つ問題点に対して、システムック・リフォーム・コンセプトは、現在までのところ非常に有力な改革戦略を形成しうるものと捉えられる。また、ケンタッキー州の改革政策からは、それらが具体的な改革政策として具体化しうる可能性も示唆された。ただし、本稿ではケンタッキー州の改革全てを祖上に乗せ得たわけではない。今後は、改革の全体を取り上げ、その精緻な分析を通して、その意義と課題を明確にしていくことや改革が何を成し遂げることができたのかといった評価研究も必要となるだろう。そうした諸点の研究が進むことによって、現在日本で進んでいる教育改革の効果的な遂行の方途にも重要な示唆が得られると考えられる。

【註】

- (1) 連邦レベルの政策動向を分析した研究（大桃敏行「クリントン政権初期の教育ガバナンス改革—平等保証と結果の重視」日本教育制度学会第19回大会発表資料）や改革理念に関する研究（長峰宏作『効果のある学校』の制度化—アメリカにおける『体系的改革』の理念—『研究紀要』（日本大学文理学部）第77号2009年）があるが具体的な改革政策をとり挙げた分析までは行われてはいない。
- (2) 柳林信彦「ケンタッキー州における教育改革（Kentucky Education Reform Act 1990）形成の展開とその背景—教育改革のための特別委員会と教育水準のための評議会の活動を手がかりに—」、『高知大学学術研究報告』、第59号、2010年：「米国ケンタッキー州における教育改革（Kentucky Education Reform Act 1990）形成の背景と改革戦略の特徴—アメリカにおける教育改革の展開とケンタッキー州の社会的・教育的要因

- に焦点を当てて」、『高知大学教育学部研究報告』, 第 71 号, 2011 年。
- (3) Pankratz, R. S., & Petrosko, J. M., Introduction : An Ambitious Plan for Improving Schools, in Pankratz, R. S., & Petrosko, J. M., eds., *All Children Can Learn*, Jossey Bass, 2000, p. 3.
 - (4) Pankratz, R. S., The Legal and Legislative Battles, in Pankratz, R. S., & Petrosko, J. M., eds., *All Children Can Learn*, Jossey Bass, 2000, p. 11.
 - (5) 例えば, Cistone, P. J., Fernandez, J. A., and Tornillo, jr, P. L., School-Based Management/ Shared Decision Making in Dade County (Miami), *Education and Urban Society*, vol. 21 1989, pp. 399-400. : Conley, S. C. and Bacharach, S. B., From School-Site Management to Participatory School-Site Management, *The School as a Work Environment : Implications for Reform*, 1991, pp. 127-139.
 - (6) Fuhrman, S. H., The Politics of Coherence, *Designing Coherent Education Policy: Improving the System*, Proquest Info & Learning, 1993, p. 6.
 - (7) Wohlstetter, P., Mohrman, S. A., Van Kirk, A. N. and Robertson, P. J., Organizing for Successful School-Based Management, Association for Supervision and Curriculum Development, Alexandria, Virginia USA, 1997.
 - (8) 柳林信彦「ケンタッキー教育改革法(KERA)における改革戦略の特徴—School-Based Decision Making 政策の特質の解明を中心に—」, 『教育制度学研究』, 第 11 号, 2004 年。
 - (9) 柳林信彦前掲論文 (2004 年)。
 - (10) 柳林信彦・堀和郎「School-Based Management 政策と学区教育委員会の役割転換」西日本教育行政学会『教育行政学研究』第 24 号, 2003 年, p. 23.
 - (11) 堀和郎「各国の教育改革の動き—アメリカ—」, 『学校教育研究所年報』, 第 43 号, 1999 年, p. 49.
 - (12) ここでは, O'Day, J and Marshall, S., Systemic Reform and Educational Opportunity, in Fuhrman, S. H., ed, *Designing Coherent Education Policy : Improving the System*, 1993, : Clune, W. H., Systemic Educational Policy: A Conceptual Framework, in Fuhrman, S. H., ed., *Designing Coherent Education Policy : Improving the System*, Jossey Bass, 1993 などを参考にしてみとめている。
 - (13) Clune, W. H., op.cit., pp. 127-130. O'Day と Smith も, システミック・リフォームの要素として, ①すべての学校で達成されるべき, 学習指導の質・内容・結果に対する明確な指針, ②学校が目標を達成するために必要な支援体制の構築, ③学校への権限の委譲, を挙げている。Clune とは, 内包する要素の分類の仕方が多少異なるが, 内容的には同一の要素を挙げているといえよう(O'Day, J. A., & Marshall, S., op.cit., p. 251.)。
 - (14) KRS § 158.645.
 - (15) Valued Outcome とは, カリキュラム・フレームワークの中に示される, Goals (目標) の一段下に位置する項目。目標の内容をより具体化したものとなっている。生徒の習得する学習内容に関する質が高いパフォーマンスを実証する能力と定義されている。
 - (16) Steffy, B. E., *The Kentucky Education Reform*, Technomic Publishing, 1993, p. 204.
 - (17) 評価プログラムは, 1998 年から, Commonwealth Accountability Testing System (CATS) が導入されているが, 基本的な指標の形成に変更は加えられていない。
 - (18) アカウンタビリティ・インデックスの計算などに関する詳細は, John P. Poggio., *Statewide Performance Assessment and School Accountability*, in Pankratz, R. S., & Petrosko, J. M., eds., *All Children Can Learn*, Jossey Bass, 2000: Petrosko, J. M., *Assessment and Accountability*. <http://www.kier.org/assessment.html> (2002 年 8 月 1 日アクセス) 等を参照のこと。
 - (19) 以上は, 法令 (KRS § 160.345[2] [i] [1-9]), (KRS § 160.345[2] [f]), (KRS § 160.345[2] [h]), (KRS § 160.345[2] [g]), (KRS § 160.345[2] [f] による。
 - (20) Foster, J. D., A New Vision for Public Schooling, in Pankratz, R. S., & Petrosko, J. M., eds., *All Children Can Learn*, Jossey Bass, 2000, p. 46.